

# 建設業許可について

愛知県都市・交通局  
都市基盤部 都市総務課  
令和3年10月

## 建設業許可の更新について

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から**5年間**です。

例えば、平成29年4月16日に許可を受けた場合は令和4年4月15日が有効期間の満了日です。

引き続き許可を受けて建設業を営もうとする場合は、有効期間満了の3か月前から30日前までに許可の更新手続きをしていただく必要があります。**満了日が閉庁日であっても、その日をもって満了しますのでご注意ください。**

この間、毎事業年度の決算終了後には事業年度終了届出書、その他許可の申請事項の内容に変更が生じた時には、変更届出書等を期限内に提出してください。



## ◎許可を受けたあとの届出等一覧

変更事項	提出期限
経營業務の管理責任者等の変更 専任技術者の変更（氏名の変更を含む） 令第3条に規定する使用人の変更 健康保険等の加入状況の変更 （従業員数のみの変更は毎事業年度終了後4か月以内） 欠格要件に該当したときなど	事実発生後 <u>2週間</u> 以内
商号又は名称の変更 営業所の名称・所在地又は業種の変更 営業所の新設・廃止 資本金額の変更 役員等の就退任、追加、削除、常勤・非常勤、氏名の変更 代表者の変更 個人事業主の氏名や支配人の変更 毎事業年度（決算期）が終了したとき	事実発生後 <u>30日</u> 以内
使用人数の変更	毎事業年度終了後 <u>4か月</u> 以内
建設業を廃業したとき	廃業事由発生から <u>30日</u> 以内

- ◎上記は代表的な変更事項を挙げたものです。これら以外にも変更の手続が必要な場合があります。
- ◎必要書類等については、「建設業法による変更届等の手引」（令和3年4月版）P2をご覧ください。
- ◎書類の提出先、お問い合わせ先及び閲覧所についても、同手引に記載しています。
- ◎手引、様式の入手方法については、8ページをご覧ください。

### 提出に際しての注意点

- ・更新等の許可申請の前には、必要な変更届や事業年度終了届の提出をしていなければなりません。**特に、経營業務の管理責任者や専任技術者、適切な社会保険の加入については、許可要件に関わることでありますので注意してください。**
- ・提出書類は、正本と副本が各1部ずつ必要です。**令和3年1月から押印を廃止しており、全ての様式について押印は不要です。**
- ・役員等の変更届と更新の申請を同時に提出する場合には、**それぞれに証明書（原本）の添付が必要です。**（法人の登記事項証明書は変更届に添付の1部のみで可。）
- ・申請書及び変更届の副本には正本に添付した証明書、登記事項証明書等の写しを添付してください。
- ・許可申請や変更届には、法定様式以外に必要なもの（登記事項証明書、定款、証明書等）がある場合がありますので、手引をご参照ください。
- ・**令和2年10月法改正後の適正な経営体制（経営要件）のイ該当（2）及び（3）、ロ該当については必ず事前相談の上、申請または届出をしてください。**

## ～適切な社会保険の加入が許可要件になっています～

令和2年10月1日の建設業法改正以降、**『適切な社会保険に加入していること』が許可要件となりました。**このため令和2年10月1日以降受付分の申請については、更新を含め全ての申請について、適切な社会保険に加入していない場合は許可をすることができませんのでご注意ください。

また、「健康保険等の加入状況」（様式7号の3）の「保険の加入状況」の欄の記載方法が下記のとおり変更となりました。記載方法の詳細については建設業許可の申請の手引（申請書記載例編P22）をご覧ください。

### 《保険の加入状況》

- ・「加入」は「**1**」
- ・「適用除外」は「**2**」（従前は「3」）
- ・一括適用の承認に係る営業所  
継続事業の一括の認可に係る営業所は「**3**」（新設）

※従来は「未加入」が「2」でしたが、適切な加入が要件となったため「未加入」という選択肢自体が無くなりました。

## 押印の廃止について

・令和3年1月4日より、**法定様式及び本県の規則や手引きで提出を求めている様式の全てについて、押印を不要としています。**なお、個人名を記載する箇所についても自筆による必要はありません。

・経營業務の管理責任者等の経験内容（請負実績）の確認に用いていた『発注証明書』については廃止となりました。これに伴い、請負実績の確認方法の一部が以下のとおり変更されています。なお、下表以外の確認方法については変更ありません。詳しくは、建設業許可申請手引（申請手続編）（令和3年4月版）P17）に掲載の確認資料一覧表をご確認ください。

変更前	変更後
注文書、請求書、見積書のいずれか【写しの提出】 + それに対応する発注者の発注証明	注文書、請求書、請求書のいずれか【写しの提出】 + 入金が明確に分かるもの（「通帳」又は「預金取引明細表」等第三者機関が発行したもの【写しを提出】

・経営管理経験の証明（様式7号）や実務経験の証明（様式9号）において、当時の使用者の証明が得られず、**現在許可を有する第三者を証明者とする場合は、証明内容について当該第三者の十分な理解と了承を得た上で、証明者欄に必要事項を記載します。証明者欄には必ず、許可番号と電話番号を記載してください。**

・記入文字の誤り等、訂正が必要な場合は、原則差し替えによる対応となります。

# 窓口対応における新型コロナウイルス感染症対策について

◎令和2年4月より、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、窓口での受付対応を、以下のとおりとさせていただきます。

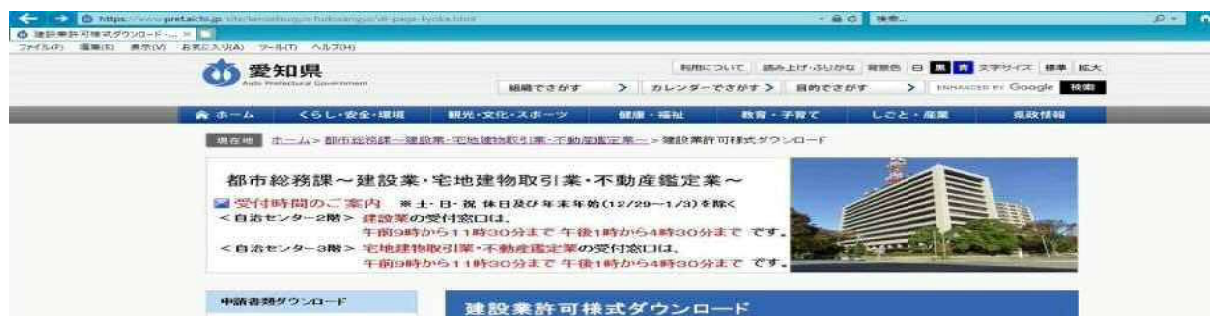
- ①窓口では、必要書類が整っているかのみ確認し、申請書・届出書をお預かりする。（仮受付）
- ②仮受付後、内容確認作業を行い、結果をお知らせ。※必要に応じ、電話・FAX等により補正指示。
- ③確認終了後、申請の場合は、窓口にて手数料（県証紙）を納めた後、本受付。届出の場合は、本受付の上、副本の返却（返信用封筒をご提出いただけましたら、そちらで副本を返送します）。

◎令和2年5月より、全ての申請・届出について、郵送及び投函による仮受付を開始しています。

◎いずれの方法による場合も、申請の際の証紙の貼付は、仮受付時ではなく、内容確認後、県から確認結果をお知らせした後になります。**（先に貼って郵送することのないようご注意ください！）**

◎各種証明書類や確認書類が添付されないまま、提出される例が見受けられます。下記URLにて、必要書類のチェックリスト（「提出票」）を掲載していますので、必要書類が揃っているか事前にご確認の上、提出くださるようお願いいたします。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>



～（中略）～

<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業の許可に関すること</li> <li>・1建設業の許可と対象</li> <li>・2許可の種類</li> <li>・3許可の要件</li> <li>・3の2付帯要件</li> <li>・4許可の申請手続</li> <li>・5許可証の届出</li> <li>・6罰則制度について</li> <li>・7建設業者の守るべきルール</li> <li>・経営事項審査に関すること</li> <li>・建設業法に基づく行政処分に関すること</li> <li>・建設工事に関する紛争の解決について</li> </ul>	<p><b>お知らせ</b></p> <p>◎申請及び変更届の仮受付について 令和2年4月20日より新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、窓口での受付方法を変更しております。受付方法 [PDFファイル/309KB]</p> <p>事業年度終了届を提出する場合は、以下の提出票とあわせて提出してください。 提出票(事業年度終了届) [Excelファイル/29KB] [PDFファイル/363KB]</p> <p>◎郵送及び投函での受付について 令和2年5月11日より全ての申請及び変更届について、郵送及び投函での仮受付を開始しました(窓口での仮受付も継続しています)。 郵送、投函を希望される方は下記の郵送投函方法をお読みの上、提出票とあわせて郵送、投函してください。</p> <p>郵送投函方法 [PDFファイル/382KB]</p> <p>提出票(申請) 法人用 [PDFファイル/356KB] 個人用 [PDFファイル/352KB]</p> <p>提出票(変更届) 法人用 [PDFファイル/347KB] 個人用 [PDFファイル/338KB]</p> <p>提出票(事業年度終了届) [Excelファイル/29KB] [PDFファイル/363KB]</p>
---	---

←下の郵送及び投函の「終了届」と同じ内容です。

←コチラ

# 各種手引および許可申請書類の入手方法について

愛知県の都市総務課～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業～のWebページからダウンロードできます。( <https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/> )

The screenshot shows the website interface for the Aichi Prefecture Urban Administration Office. A sidebar menu titled '申請書類ダウンロード' (Download Application Documents) lists several categories: 建設業許可 (Construction Industry License), 経営事項審査 (Business Matters Review), 解体工事業登録 (Dismantling Work Business Registration), 浄化槽工事業 (Septic Tank Work Business), 宅地建物取引業 (Real Estate Business), 不動産鑑定業 (Real Estate Appraisal Business), 住宅ローン担保銀行法 (Residential Loan Guarantee Bank Law), and 建設機械のH7#規格誌 (Construction Machinery H7# Specification Magazine). The main content area is titled '建設業・宅地建物取引業' (Construction Industry / Real Estate Business) and features a '新着情報' (New Information) section with several news items dated from 2019. Two callout boxes with arrows point to specific items in the sidebar and main content. The first callout box points to '建設業許可' and lists: 「建設業許可」から建設業許可申請書(新規、業種追加、更新など)様式, 事業年度終了届出書 様式, 変更事項の届出書類(廃業届含む) 様式, 「建設業許可申請の手引(申請手続編)(申請書記載例編)」, 「建設業法による変更届等の手引(変更届出書編)(事業年度終了届編)」のダウンロードができます。 The second callout box points to '経営事項審査' and lists: 「経営事項審査」から「経営事項審査申請等の手引」, 経営事項審査関係様式のダウンロードができます。